（審査及び支払の事務の一部を受託できる法人）

第百四十条の七十一の二　法第百十五条の四十七第八項の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であって当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して委託するものとする。

（利用料）

第百四十条の七十二　法第百十五条の四十七第九項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

２　市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。

別表第一（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

一　事業所又は施設（以下この表及び次表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項	
イ～ホ	（略）
二～六	（略）

別表第二（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

第一　介護サービスの内容に関する事項	
一	（略）
二　利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	
イ～ル	（略）
ヲ　居宅介護支援	
(1)～(3)	（略）
(4)	市町村長による介護予防支援の指定の状況
ワ～タ	（略）
三～五	（略）
第二　介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項	
一　適切な事業運営の確保のために講じている措置	
イ　共通事項	
(1)～(3)	（略）
(4)	事業所等の財務状況
(5)	（略）
ロ	（略）
二～五	（略）
第三	（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　令和七年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の六十二の二の四第一項中「毎会計年度終了後三月以内」とあるのは、「令和七年三月三十一日まで」と読み替えるものとする。

（審査及び支払の事務の一部を受託できる法人）

第百四十条の七十一の二　法第百十五条の四十七第七項の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であって当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して委託するものとする。

（利用料）

第百四十条の七十二　法第百十五条の四十七第八項の規定による利用料に関する事項は、市町村が定める。

２　市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。

別表第一（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

一　事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項	
イ～ホ	（略）
二～六	（略）

別表第二（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係）

第一　介護サービスの内容に関する事項	
一	（略）
二　利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	
イ～ル	（略）
ヲ　居宅介護支援	
(1)～(3)	（略）
(4)	（新設）
(4)	（略）
ロ	（略）
二～五	（略）
第三	（略）